

## 学校法人新潟総合学園公益通報等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人新潟総合学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令又は学園寄附行為その他の学園諸規程に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）が生じ又はまさに生じようとしている場合においてその早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報窓口)

第2条 学園は、法令等違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）に応じるため、顧問室に公益通報窓口を設置する。

2 学園の職員、学園の指揮命令下にある派遣労働者及び学園と第三者との間の契約に基づいて学園においてその業務を遂行する労働者（以下「職員等」という。）は、公益通報窓口において、公益通報等を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等の方法は、電子メール、書面及び面談とする。

2 職員等は、公益通報等を行う場合において氏名等の自己を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第4条 職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第5条 公益通報窓口担当者は、職員等から公益通報等を受け付けたときは、「受付票」を起票し管理する。

2 顧問室は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容（ただし、公益通報等を行った職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を理事長に報告しなければならない。

(相談への対応)

第6条 公益通報窓口において、職員等から法令等違反行為に関する相談を受けた場合は、顧問室は、その内容に応じて迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第7条 公益通報窓口において、職員等から法令等違反行為に関する通報を受けた場合は、顧問室は遅滞なくその調査を開始しなければならない。ただし、法令等違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときはこの限りではない。

- 2 顧問室は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該職員等に対しその旨を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合はこの限りではない。

(調査の実施)

第8条 顧問室は、公益通報に係る法令等違反行為の事実関係について、書類調査、実地調査、関係者の報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 顧問室は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出並びに事実の報告及び説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の要請を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。
- 4 顧問室は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。
- 5 顧問室は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。
- 6 理事長は、必要があると認められる場合は調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、顧問室と連携して調査に当たらせることができる。ただし、委員会の委員は理事長が選任する。

(遵守事項)

第9条 公益通報等の調査等に関わる者は、その職務の遂行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと
  - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
  - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること
  - (4) 公益通報等を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること
  - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと
- 2 公益通報等の調査等に関わる者は、その職を離れた場合であっても前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。
  - 3 公益通報等の調査等に関わる者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(是正措置等)

第10条 理事長は、法令等違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措

置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 4 顧問室は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令等違反行為に関する通報を行った職員等に対しその措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 学園は、職員等が公益通報等を行ったことを理由として当該職員等に対し解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等が第4条の規定に違反した場合は、この限りではない。

- 2 職員等は、他の職員等が公益通報等を行ったことを理由として当該職員等に対し不利益な取扱い及び嫌がらせを行ってはならない。

(事後の確認)

第12条 顧問室は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令等違反行為の再発がないこと
- (2) 是正措置及び再発防止策が十分に機能していること
- (3) 公益通報等を行った職員等への不利益取扱い及び職場内での嫌がらせがないこと

(懲戒処分)

第13条 学園は、職員等が次に該当する場合は、就業規則に定める懲戒処分を行うことができる。

- (1) 法令等違反行為に関与した場合。ただし、調査が開始される前に自ら公益通報等を行った場合は、当該職員等の懲戒処分を免除し又はその程度を軽減することがある。
- (2) 第4条の規定に違反した場合
- (3) 第11条第2項の規定に違反した場合

(個別規程の適用)

第14条 この規程の定めにかかわらず、通報事実に関し適用を受けるべき個別の規程等が定められている場合には、当該個別の規程等の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(広報)

第15条 顧問室は、公益通報等の仕組み及び法令遵守の重要性について、効果的な広報を行うとともに職員等に対し十分な周知徹底を図らなければならない。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

(実施細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要のある事項は、  
理事長が定める。

附 則

本規程は、平成24年9月18日から施行する。